

公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社広告掲載規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人渋谷区勤労者福祉公社（以下「公社」という。）が発行する各種情報媒体に、広告物を掲載する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

（情報媒体）

第2条 公社が作成する情報媒体は次の各号をいう。

- (1) 会報（エンジョイライフニュース）
- (2) パンフレット
- (3) ホームページ
- (4) その他

（広告物）

第3条 掲載する広告は、公社事業の推進及び中小企業勤労者等（渋谷区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主、区に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主並びに区民をいう。）の福利厚生の実現に寄与するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しないものとする。

- (1) 公社の事業活動に反するもの及び公社の事業活動に支障が生じるおそれのあるもの
- (2) 情報媒体の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人事募集に係るもの
- (5) その他情報媒体に掲載する広告として適切でないと理事長が認めるもの

（広告希望者の募集）

第4条 広告掲載希望者の募集は、会報、公社ホームページ等で公募するものとする。

（広告掲載の申請）

第5条 広告掲載希望者は、情報媒体等の掲載2週間以上前に広告掲載申込書に必要な事項を記載し広告データを添えて、公社に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第6条 広告掲載者の決定は、当該広告が第3条の規定に適合していると認められるものについて、次の通り決定するものとする。

- (1) 掲載希望者が広告の枠数を超えないときは、その希望者を広告主に決定する。
- (2) 掲載希望者が広告の枠数を超えたときは、抽選により広告主を決定する。
- 2 前項第2号の規定により掲載する広告主は、公社会員を優先するものとする。
- 3 広告主選定結果については、広告掲載希望者に広告掲載等決定通知書により通知する。
- 4 広告内容の修正については、事前に掲載希望者と協議するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 前条第3項により広告掲載等決定通知書を受けた者は、広告原稿を広告主の責任及び負担で作成するものとし、公社が指定する期日まで提出するものとする。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は別表1のとおりとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料を公社が指定する期日までに納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 公社は、広告主が次の号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定期日までに掲載条件等を満たす広告原稿等の提出がないとき。
- (3) 掲載決定後に広告の内容等がこの規程に抵触することが判明したとき。
- (4) その他、理事長が特に必要と認めたとき。

(広告掲載等の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げ場合は、掲載日から15日前までに書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、還付することができる。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等の全てに責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議の申立てや損害賠償の請求等が行われた場合には、広告主の責任において全てを解決するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年3月1日から施行する。